



告を申します。昭和二十九年三月十七日の議決によりまして、出入国管理、特に韓国人の強制送還の基準及び収容所における処遇等に関する実情調査のために長崎県に派遣せられましたが、同月十八日帰京いたしました。ここにその調査の結果の概要を報告いたします。

今回の派遣の目的は、出入国管理特に韓国人の強制送還の基準及び収容所における処遇についての苦情に關し、緊急に長崎県下における現地の実情調査を行い、以て外国人登録法の一部を改正する法律案の審査及び強制送還の基準に関する立法に資せんとするのであります。その調査項目といたしましては、

(一) 大村入国管理事務所につき管掌事務の処理状況、即ち取扱事件の処理状況、及び審査警備活動の実情等、それから強制送還の基準に対する現地審査官としての意見

(二) には大村入国者収容所につき所内施設及び収容者の処遇、管掌事務の処理状況、特に収容者の苦情及びこれに対する処理を予定いたしましたが、現地においては便宜上右両官庁の幹部を所長室に呼びまして、右調査項目につき資料に基いて説明を受け質問を行いました。それが終りまして所内の施設を視察して調査を遂げたのでございま

は外木の白石社長の方に話して、まして新らしい建物でございまして、構造設備は一応刑務所的氣分を脱しました氣分の下に企画せられたものようでございまして、外側の壁もみんな明るい色彩を以てちよつと文化的なスマートな装をこらしてあります。金房内外の諸施設も大体において良好で、特に衛生設備は病室や医務室もかなりよく整つておりますし、医薬品等も相当に完備しているという報告がございましたが、部分的に申しますといふと、營繕設計に法務省のやはり矯正気分を抜け切れませず、刑務所氣分を全部払拭し切れないと思われる点が少くないことはございませんでしたこと、特に面接室については全くこの施設の目的に副わらず、もつと考えて改造又は別に造る必要があるくらいに感ぜられたのでございました。

所については、その審査記録を調べまして、事件処理の状況調査をして、強制送還の基準に対します現地審査官としての意見を聞きました結果を総合いたしてみますといふと、事件処理の段階はございませんが、現地においてしまして入国審査官の認定又は特別審査官としての意見を聞きました結果を総合いたしてみて、大体一応は全部中央に送り込まれて退去強制の基準が浮動するのではないかと思われる節がござります。この点は人國管理局におきまして審判機関の民主化、即ち審査委員会の設置につきましては急速な立法措置の必要があるのではないかというようになります。この点は人國管理局におきましては、外国人、特に韓国人に対する指紋採取について、現地におきましても係官についていろいろ調査いたしましたところ、その一致した意見としては、外国人、特に韓国人に対する指紋採取につきましては、これを一般的に実施することについての必要は断定できないけれども、その職務上から見て入國管理、なかなか不法入国について特に韓国人には累犯の例が非常に多いのでございます。この氏名などを詐るという常習がございますので、そういう人々のために指紋の採取が有効であるということや、又旅券や証明

○委員長(郡祐一君) 派遣議員の御報告に対しまして御質疑がございましたから御質疑を……ございませんけれども先ほど申しました通り、本日中に御質疑終了、後において採決に入れますと同時にいたしました申述べました。もう一度申しますと外国人登録法の一部を改正する法律案、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案、以上三案について御質疑を願います。

○補見義男君 私は先ず以て犯罪者予防更生法の改正について質問いたします。ですが、先ず最初に現在の東鶴の被拘禁者七百六十四人の国別の数を知らせ下さい。

○政府委員(齊藤三郎君) お答え申上げます。国別の数字を申上げます。ギリス関係が九十七名、フランス関係が二名、オランダ関係が最近十六名出所になりましたので、百八十八名、濠洲が百六十八名、この合計が七百四十四名という数になつております。

○補見義男君 審査委員を今回の改案によつて三人から五人に対するところについての基礎資料を龜田さんが前回要求になつておりましたが、その基礎資料によつて又私もお伺いしたいのですが、その前に現在の各委員会事振りといいますか、先般の御説によりますと、今回増員される二人

それより各別の担当をするようなお話をありましたが、現在各委員はどうなつておるのか、國別に処理しているのか、或いは事務局のほうで調べたものをおいとか悪いとかいうことの審議に加わる、こういう程度のものなかに、その辺をお伺いしたい。

○政府委員(齋藤三郎君) 現在の審査会の審議の内容でございまするが、第一には外務省とか、栗鶴ブリズン、その他引揚援護庁とかいうような関係官庁、或いは民間の戦犯問題に熱心であります民間団体、或いは在外大使館等の連絡によつていろいろ情報を収集する。それから勧告についての方針といいますか、そういうようなことをお考へになる、それから勧告の時期、方法、内容等に關しまして、事務当局に対する指導、それから事務当局の作成した資料を審査し、勧告書の形式、内容、添付書類等が適切なりや否を審査検討されまして、そして事案によつては審査会で……、事務当局のほうで大体今までの例に従つて出すものもござりまするし、困難な問題は委員の御意見を伺いまして、更にその資料を追加するものは追加し、そして作成し、審査会の審査にお廻しする、そういうことによつて審査会が勧告を決定されるのでござります。事案がいろいろな事件に関連がござりまするし、から裁判自体が濱洲の裁判であるとか、アム島の裁判であるとか、横浜の裁判とか、そういうところで若干の

相違もございまするし、一つやはりそういう事件をおやりになつた方が審査委員になつておやりになるというふうに大体やつております。現在三人でござりますので、必ずしも国別といふことはなくして、手の空いた方に順番

あります。当初は何にも資料がございませんで、本人の供述によつてそれぞれの関係者に当る、それから本人の家庭の事情とか何かを調査するということをいたしまして、一応の勧告書を作つて出しております。

して、その他の国々もそれ／＼事情は違いますが、結論においてはやはり従来の勧告以上の詳細な資料を欲しい、それがやはり解決の一一番早道であろう、こういうことで今回の改正を考えた次第でございます。

八名ということに相成つておりまするが、二十八名では実際の事務が処理できませんので、東京の関東地方委員会、東京保護観察所の職員を併任いたしておりますまして、現在五十四名局におりまして、この戦犯関係の事務は特

す。それから英文のタピスト二名、それから一時出所といふ制度が認められておりまして、相当希望がございまして、それを処理するものが一名、それから保護監督、月例報告これは法律によりまして関係国に報告をいたす

うようなものを総合いたしまして、事件を分担して、簡単な事件については、従来のその事件についての先例等がございまするので、一応の下調べを作つて審査会にお廻しする。それから初めての事件であるとか、重大な事件というものについては資料をそのまま差上げて、どういう方針で作つたらいいかということの御指示を仰ぐ、こういうことによつて処理いたしております。

ざいますが、八割以上の許可が參つております。現在ではアメリカは無期或いは仮出所の資格のない長期刑の方、これについて減刑をお願いいたしましたで、減刑の上で仮出所をしてもらうというようなやり方をいたしておりまして、それが現在までに減刑の上無期の方もありますが、無期及び長期の方では同意を得ております。それで残つて十七名、それから仮出所は百三十名勧告いたしました。百二名アメリカから

話になつたような家庭の事情とか、その他個人的な細かい事情を調査して、それを資料として御提出になるようなんですが、先般もお話を出ましたように、非常勤職員としては最高給を以て遇するというような、いわば大官ですべて、大官の方々が各家庭のそれなりの事情をみずから各地に行つて調査せられるというようなことはないと思うるが、そこで恐らく現在も、将來までしてこれらの詳細な調査をせられると聞いてお

課が主として当つております。戦犯課の職員は現在十五名でございまして、人員整理によりまして、人員整理は保護局として五十四名中一名が減員になりましたが、私の考えで戦犯課は減員をしない、他の課において、主として総務課等において事務能率の効率化を図りまして、その方面で負担をいたす方針でおりました。戦犯課は現在十五名でございまして、その仕事は亀田委員からの御要求によりまして提出いたしました戦犯事務の概要と称す

が一名、それから文書の受付整理の係りが二名、こういうものが現在十五名のものが当つております。今後委員の増員が可能となりまする場合に、或いは可能にならなくとも、戦犯事務をできるだけ速かに処理するために地方委員会又は監察所の併任というような方針で現在いろいろと準備いたしておりますような次第です。

と、事件が複雑であり、それをできるだけ適正迅速に処理すると、こういうことが狙いのようなんですが、今までの終戦後これで九年経つて相手今までの方々が御審査になつたことは相当程度おやりになつたと思うのですが、それに加えて又今度は二人の増員をみて、そして慎重にやらなきゃならんといふほど、今までの審査が不十分だつたのでしょうか。事情そのものはこれたのは一つの事情であつて、それをいろいろの観点から赦免の理由とか、そういうものを見付け出せるものなのでしょうか。今までの事情、今までの審査がそれほど私は粗漏であったとは思わないのですが、それを特に新たに加えて慎重にやらなきゃならんという理由はどうなんでしょうか。

おりますのはアメリカ関係だけで申上げますと、無期の人を減刑してもらいう、長期の人を減刑してもらうということに問題の重点が移つて来るのでござります。そこでアメリカ当局の意向をいろいろ聞いて見ますると、從来の勧告よりももっと細かいいろいろなデーターを欲しい、減刑ということになれば、どうしてもやはりそれ相応の理由が必要であるから、できるだけ細かい資料を一つ新らしい資料をどんどん出して欲しい。それによつて自分たちも事情を十分考慮するということになつておりますので、今までの審査が決して粗瀬であつたというのではありませんが、やはり先方の国内事情から言うと、更に一層まあ詳細な情報を出してくれと、という先方の要望でございま

うんですが、現在の事務局機構はどういうふうになつてゐるか、それは父人で、その御質疑にお答えする分もあれば、資料について御説明を願いたいと思ひます。

○委員長(郡祐一君) 局長にお伺いしたいと思います。

○委員長(郡祐一君) ますが、事務の概要と書いておりますが、先般の御要求の資料として御提出になつたものですか。

○政府委員(齋藤三郎君) そうです。

○委員長(郡祐一君) それでは若し必要であれば各委員に……、今の楠見委員の御質疑にお答えする分もあれば、資料について御説明を願いたいと思ひます。

る資料にござりますように、課長が二名、それから勧告事務を担当するものが六名でございまして、これが米、オランダ各二名、それからイギリス、澳洲が各一名でございます。仕事の内容は勧告書の原案作成に至るまでの裁判内容、判決書或いは申請書、陳情書その他の関係書類を検討し、本人或いは参考人に連絡を行い、必要ある場合は聽取書を作成いたしまして、事件の真相把握に努め、その他家庭の事情とかそういういろいろな調査をいたしまして、勧告相当に可とする確信を得て、勧告の資料をまとめまして、意見を付をして課長、局長を経て審査会に差し出すといったまして、従いまして最も能力を持つておる人を選んでおります。第二

○補見義男君 そうすると大体今まで  
特別調査課で審査したものと審査会の議論を出す、こういうことになるわけですね。そこでお伺いしたいのは、各委員は独立して権限を持つておるといふのは、常に合議体の構成員としてその責任を果す、こういうことになるとすれば、その審査の委員を、その前提は間違つておれば別ですが、今私が申上げましたようなふうに構成されておるとすれば、委員の数が二人か三人か、或いは五人にならうとその点は余り要らないので、むしろ事務が適正に行くかどうかということは只今御説明を伺つたところでも明らかかのように、むしろ特別調査課の人間を離れてござります。

○政府委員(齋藤三郎君) 二十七年の  
四月発効後この仕事にかかつた次第で

すので、それに対応いたしますために  
今回の改正をお願いした次第であります

○政府委員(森藤三郎君) 只今のお答えを申上げます。保護局の定員は二十一

は翻訳の係りでございまして、現在三  
名おりまして、配置いたしてあります

やすとかいうようなことをするほう  
が、この改正案で狙つておられること

が果されると、こういうふうに了解すべきではないかと思うのですがどうでしょか。

○政府委員(齋藤三郎君) 特別調査課の人員を整備することは必要でござりますが、委員はやはり今までの例によりまして、最後にやはり心証を得るために、それ／＼自分の主査の方が多くの場合巣鴨に参りまして、直接本人にいろいろの事情を確かめ、そして予備審査係の足らないところその他をいろ／＼とみずからお聞きになつてゐる。そうして皆さんで合議の上で最終決定をなさる。こういうことになつておりますと、委員の方が増員されるということは、やはり事務促進に非常に役に立つのではないかとかよう考へております。

○楠見義男君 そこで私伺いたいんですが、独立しての或る程度の権限をお持ちになつておるとすれば、そういう人たちが揃えて、そして今お話を以上にそれ／＼の心証を得て、それが有力な基礎になつて大体それに間違いない、結果においては左右されない、例えばABCDEの委員の中でAなるところの方が心証を得られた。その結果が審査会において大体において動かない、こういうことであるなら別なんですが、そうでなく、その場合には従つて、大体各委員が独立の権限、法律上では別ですが、実質上は独立の権限を持つておるような恰好になつておると、こう理解されるんですが、そうでなしに、常に一応はそういう報告者としての義務を果すだけで、決定は飽くまでもその心証のほかいろ／＼の資料を各委員が検討されて、その人に左記されたに決定されるという建前であ

るならば、三人であろうとあるいは五人であろうと動き方は同じじゃないか。

○楠見義男君 必要条件になつてゐる人が、二人よりも一人のほうが手つ取り早いということになり、はせんかと思う。

それからもう一つは、心証という点に重点があるのか、或いは家庭の事情とか、いろ／＼先ほど来お話をあつたように、細かい内容に入つての調査が主体なのか、若し後者のほうが主体ならば、事務局機構というものを現在以上に殖やさなければならぬといふふうにも思うのですが、どうでしよう。

○政府委員(齋藤三郎君) 私の記憶しておりますところでは、大体おやりに論合議体でござりますので、最終の議決は合議体で決定されるということになりますが、犯罪者予防更生法の第十二条の第三項におきまして、「調査又は審理は、審査会の指名により、いずれか一人の委員で行うことができる。」この規定によりまして、やはりその調査の責任者が委員になつておられますので、私ども保護局の局員がやりますのはやはり手足でありまして、審査委員が最終的に委員会にお諮りになるにしても、やはり本人が会つて重要な事案についておはり手足であるといふふうになつておられるが、そのうえでございまして、計算すると九年ということがあります。ところが林氏は十年とございまして、計算すると九年ということがあります。ところが林氏は十年とございまして、計算すると九年ということがあります。ところが林氏は十年とございまして、計算すると九年ということがあります。ところが林氏は十年とございまして、計算すると九年ということがあります。ところが林氏は十年とございまして、計算すると九年とい

ます。しかし、そのうえでございまして、計算すると九年といふふうになつておると思ひます。

○楠見義男君 そうすると、今までに委員の方が大体面接されて、心証を得ておられるが、今度担当が變つて、又心証が變るということがあり得るでしょうか。

○政府委員(齋藤三郎君) 今度のものは、この今までに出したこととに間に追加し、更に新らしく事情を出すというのでありますから、こういう事情が本當かどうか、或いはそれがどの程度のものか、それを勧告することが適当

ますから、審議する調査事項が違うと

ます。

○楠見義男君 それからもう一つ最後

ことは相当迅速化に役立つものと、かのように存じます。

○楠見義男君 各委員の面接というることは、これは必要条件になつてゐるんですか。

○政府委員(齋藤三郎君) 必要条件になつておやりになります。ただ実際はなつてないと思います。

○楠見義男君 そうすると、法律上は必要条件になつておらないが、实际上は殆んど洩れなくやつておられるのですか。

○政府委員(齋藤三郎君) 私の記憶しますが、秘審会にいたしましたので印刷はいたしてございませんけれども、速記は全部取つてございます。か

なり詳しく述べてございました。か

ら聞きましたときに、ここで林問題についてかなり詳細に聞きました。そ

れから、これはこの委員会でも申上げましたが、秘審会にいたしましたので

も、運記は全部取つてございます。か

ら聞きましたときに、ここで林問題

についてかなり詳細に聞きました。そ

れから、これはこの委員会でも申上げましたが、秘審会にいたしましたので

うな話を聞きました。その矢先この戦犯についての手不足だからという今度の法案の一部改正が出ておりますけれども、まあ三人を五人というと、二人の問題で何でもないようにもございますが、併し今人員整理をしている最中で、割合からいつたら三人を五人にするという割合だということになると非常に私はこれは慎重に研究しなくちやならんというように考へて、私も納得の行かない点が数点ございます。今まで二人の委員の方からいろいろ質問が出ましたので、その点に触れないで、私は小さいことでござりますが、一、二質問してみたいと思つております。

そこでこの東鶴に、いろいろ面接をして調査なさるのに、この保護觀察官としての使つてはいらつしやらないのですか。

○政府委員(齋藤三郎君)　局の特別調査課のものは保護觀察官ではございませんですが、委員会、地方委員会、関東地方委員会、及び東京觀察所の併任の人は監察官という命令をもらつてゐるのでございまして、そういうもののが若干いると思います。

○宮城タマヨ君　そういう人たちも実際にそこで面接している／＼調査をなさつておりますのですね。

○政府委員(齋藤三郎君)　委員会がいろいろの予備といたしましていろいろへ参りまして実は向うに部屋を時々作つてもらいまして、審査会の委員の方、或いは私どもが行くための部屋を作つておりまして、そこに参りまして、場合によつてはこちらへ二日も三日も来ないということもあるくらい向うに行つておりますので、そして本人か

らいろ／＼事情を聞いて、こういう点を調べればいい材料が出やしないかと  
いうことをやりまして、下調査をいた  
しております。こういう関係でござい  
ます。

○宮城タマヨ君 そうするとそれは大体どのくらいの人数でございますか。

○政府委員(齋藤三郎君) 先ほど申上  
げましたが、六人現在充てております  
す。人の多い国が二人、それからその  
他の国が二名、こういうことで分担を  
いたしております。

○宮城タマヨ君 それから特殊面接委員というものが今度できておりますが、その方々は関係はございませんか。

員は一般の刑務所及び少年院の教化の問題で、矯正局でそういう制度を始めおるのでございまして、東鶴にはそ

○宮城タマ三君 ういう制度はないと存じております。 そうですか。わかりました。それからこのこの犯罪者を防更正法の一部を改正する法律案の提案理由説明の前段のところは、これは事務的の問題でござりますが、めつた

おしましのところは、社会各層に亘り  
学識経験者の意見を総合して、有効適切  
な勧告を行う必要がありますので、三  
人を五人に改正しようとするのであり  
ますということですが、これを読んで

の仕事をより速かに解決を図るためには、更にいろいろな方面の方の知識なり御意見なりを補なつたほうが更に有効適切である。現在の方が決して有効でないという意味では毛頭ございませんので、さような意味でかよくな表現を用いたのであります。

○宮城タマヨ君 それで私が伺いしたのですが、現在はむしろ法律関係の人方が少くて、言つてみれば、ここに書いてあるような項目に当る人のほうが多いのじやないでしようか。人休現在の方のざつとした経歴を一つおつしやつて頂きたいと思います。

○政府委員(齋藤三郎君) 一人は外交官の非常に有能な方であります。一人は内閣法制局から、それから内務行政といいますか、そういう方面の方、二人は宮内省におられ社会事業に通暁しておられる、而も非常に立派な方、こういう方でありますて、或いはこの事件の個別的に司法的な関係を処理したいという意味合いにおいて今後更に委員をお認め願いまして、増員をする際には、そいつた純法律的な方を又補充するのが相当ではないか、こういうふうに漠然と考えております。

○宮城タマヨ君 私はむしろ今の段階におきましてはやはり法律に非常に精通していらっしゃる方を加えるといふ必要があるので、ちょっとそこではもう少し足らぬ感じを持つのでござりますけれども、今の御説明はわかりました。

それからいま一つは、今までのいろいろな犯罪者予防更生法に定められておりますところによつて、今度の神犯につきましての問題は、いわゆる平和条約の第十一條による被拘禁者に

対しまする仮出所の審議と、それから勧告の手続が問題ですけれども、実際から言いましたら、それはこの委員会の仕事の三分の一か一部でございまして、もつと一時的なものでない恒久的

な大きい問題がありますのですが、それについてちよつと伺いたいのでござ

減刑、刑の執行の免除又は特定の者に  
対しまするところの復讐の実施につ  
ての申入れをするということなんかな  
非常に大きな仕事なんでございま  
す。それは一般的の特赦やそれから

○政府委員(齋藤三郎君) 恩赦法が改  
年に取扱つていらつしやるのでござ  
りますか。

太子の際とかいうふうに政令を以てするといふ國家のおめでたいこととか、そういう場合に行う、二つの恩赦が現

在行われております。一般の恩赦に  
きましては、月々刑務所或いは本人管  
から出て参りまする、或いは検察院  
から出て参りまする恩赦の書類が百半  
年出でまいりまする

外じやないかと存じております。従  
まして現在この審査会の仕事の分量  
ら申しますると戦犯の仕事が過半を  
めているということに相成つております。

○宮城タマヨ君 そうすると今の戦犯問題はいずれ遅かれ早かれ解決するわけなんで、そうすると又その五人を三人にしようという意図もみずからお持ちなんでござりますか。

○政府委員(齋藤三郎君) 戦犯問題を解決するための暫定的増員でございますから、私はそういうふうになると思つております。

○宮城タマヨ君 それはわかりましてございますが、その次にはこの委員会の仕事といたしまして大事なことは地方更生委員会がいたしました決定についてこの審査を行うということがあるので、これはこの審査を行い決定をするということですが、どのくらいの件数を扱つていらっしゃいますか。

○政府委員(齋藤三郎君) これは制度始まつて以来四、五年に相成りますが、今までに総計が五、六件のようになります。

○宮城タマヨ君 この犯罪者予防更生法が始まつて以来……どうでございますか。そうすると先ほど補見委員からもその点の御質問がございましたけれども、どうもこの戦犯問題につきましては、どうしても一時的なものでございりますので、その一時的なものに対してもう少し補察官を強化する。観察官の人数や素質を強化いたしましてそれで以て賄うとか、或いは事務局のスタッフをもつと強化するというような点は、法律改正の必要があるというところと了解してよろしいのでございますか。

○政府委員(齋藤三郎君) 事務局の増員増強につきましてもできるだけ私はいたしたいと思つております。更に審

○宮城タマヨ君 そうすると今の戦犯問題はいすれ遅かれ早かれ解決するわけなんで、そうすると又その五人を三人にしようという意図もみずからお持ちなんですか。

○政府委員(齋藤三郎君) 戦犯問題を  
解決するための暫定的増員でございま

○宮城タマヨ君 それはわかりまして  
ございまますが、その次にはこの委員会  
の仕事といたしまして大事なことは地  
方の問題でござります。

方更生委員会がいたしました沙勿に付いてこの審査を行うことがあるのですが、これはこの審査を行い決定をするのですが、どのくらいの期間かかるか、などです。

立和の仕事を持つていいまづが  
○政府委員(齊藤三郎君) これは制度  
始まつて以来四、五年に相成ります

が、今までに総計が五六件のようになります。私は記憶しております。

法が始まつて以来……そうでございま  
すか。そうすると先ほど稽見委員か  
らもその点の御質問がございましたけ  
れども、どうもこの戦犯問題につきま

い  
か  
か  
ま  
た  
は  
れ  
て  
は  
ど  
う  
し  
て  
も  
一  
時  
的  
な  
も  
の  
で  
こ  
ざ  
い  
す  
で  
そ  
の  
一  
時  
的  
な  
も  
の  
に  
対  
し  
て  
も  
う  
少  
し  
御  
察  
官  
を  
強  
化  
す  
る。  
御  
察  
官  
の  
人  
数  
や  
素  
質  
を  
強  
化  
し  
ま  
し  
て  
そ

Digitized by srujanika@gmail.com

査会の人を殖やす、又現在足らないと  
いうようなふうにも考えられておりま  
する法律的な面も総合いたしまして、  
そうしてこの戦犯問題の迅速な解決に  
寄与いたしたいという考え方でございま

○中山福澤君 ちよつと局長ぎんにね 同いしたい。この間の林の問題です  
ね。あれは何ですか、オランダの外務  
省の、或いは法務省かの倉庫の中にで  
も入つてしまきれ込んでおつて、それか  
ら真の判決書というものが現れたと、  
こういう意味でござりますか。それで  
その点についてちよつとお伺いしてお  
きたいが、若し今回ることは止むを得  
ないとして、これからこういうことが  
あつた場合には、本人の失望はこれは  
もう本当にたとえようがないくらい精  
神的な苦痛を受けると思うのですが  
ね。こういう点について連合国に対し  
て、若し万一こういうことがあつた場  
合には、まあ判決の存在、不存在は別  
として、これは何か交渉方法を私は講  
じておく、前置き的な交渉というもの  
をなされておかなければいけないと思  
うのです。私自身はこれは貧弱な法律  
家として考えて、実際に私はあの極東  
軍事裁判の判決といふものは無効なもの  
だと実は私は確信しておるのです  
ね。まあこういうことをあなたに言つ  
てみたところが仕方がございません  
が、結局こういうことは二度と再び起  
らないように、何かやはり国際的に私  
は手を打つておかれる必要があるのじ  
やないかと思うのですがね。大変なこ  
れは大きな問題だと思う。実に杜撰  
で、外国の司法当局はこんな判決がど  
こにあるかわからん 捜さなければわ  
からんというぐらいの大ざっぱな日本

人を無視した態度をとつておるという

態のないように十分一つ研究しておきます。

に思うのですが、果してこの猶予期間の間に、そういう問題が解決されるか

各地でブロック会議をいたしますが、

いろいろなふうにも考え方られておりま  
する法律的な面も総合いたしまして、  
そうしてこの戦犯問題の迅速な解決に  
寄与いたしました。どう考へてございま  
ことは、この一事でよくわかると思つ  
のです。これは本当に真実心の底から  
神聖な裁判をしたというようなことだ  
つたら、判決書がどこにあるかわから

改正する法律案ですが、この点については先般入国管理局長の鈴木さんから

に、一應私は問題外にして、この理解を深めさせるという点についての御説

しまして、二二一大金貯め出し、一月、  
しても実施するのだという態勢で、そ

○中山福蔵君　ちよつと局長さんに伺いしたい。この間の林の問題です。あれは何ですか、オランダの外務省の、或いは法務省かの倉庫の中にでたという以外には私は考えられないのです。

ります。それは指紋制度を延期した理由として韓國へ割り当てる誤解、

○説明員(宮下明義君) 只今楠見委員

も十分把握いたしかねてあります。それで端的に率直に申上げますと、朝

も入つてしまがれ込んでおつて、それから真の判決書というものが現れたと、こういう意味でござりますか。それでその点についてちよつとお伺いしておきたいが、若し今回のことは止むを得ないとして、これからこういうことが二度と再び起らんように何とか手をお持ちになつておく必要があるのじやないか。若し万一こういうことがあつた

舞を考慮したという点が主な理由であつたのであります、前回も局長から

ちうかという点でいろいろ意見がございましたが、数回に亘る話し合いの結果

あつた場合には、本人の失望はこれはもう本当にたとえようがないくらい精神的な苦痛を受けると思うのですがね。こういう点について連合国に対して、若し万一こういうことがあつた場合には、まあ判決の存在、不存在は別に構いませんが、改善方法とともに確実に改善する方法を用意しておいて、それがね、どうでしようか。

これは一応別にするとしても、前者の誤解の点はなか／＼これは仮説できを

かと申しますれば、私どもとしたしましては、国会に政府原案として再三

総局令金法に基、特許権法に依る。明書と本人の同一性を識別するといふ。

を来年これを実行するというに当つて、それまでの間どういうふうにして

ります法律による指紋制度の実施の期間を一年づつ延期をして頂いたわけで

十指の指紋を取る必要がござりますので、一本の指紋で事足りるというところ

うのです。私自身はこれに替わる法律家として考えて、実際に私はあの極東軍事裁判の判決というものは無効なものだと実は私は確信しておるのですね。まあこういうことをあなたに言つてみたところが仕方がございませんが、結局こういうことは二度と再び起らないよう、何かやはり国際的に私は手を打つておかれる必要があるのじやないかと思うのですがね。大変なこれは大きな問題だと思う。實に朴撰で、外国の司法当局はこんな判決がどこにあるかわからん、探さなければわからんというぐらいの大ざっぱな日本

この問題はつきましては裁判の後でありまする婦正局の関係が非常に密接ござりますから、十分話合いまして従来でもこの在所者の氏名なり刑期たり、こちらのほうで考えておる刑期なりは、これはもう先方にも通じてありますから、ほかの國ではそのでございまして、ほかの國ではそういうことは、殊にこれはイギリスなんかはレミッショング制度でこの人間はつ出してよろしいというようなこと、更に念を入れまして御心配のよう

の説明を伺いたい。  
それからもう一つは、日韓交渉の關係の問題なんですが、このほうは依然としてまだ疎通されておらないよう思ふのであります。この面に対する影響といふことを考へる場合においては、現在も余り大して變りはないよ

でに指紋実施に関する政令案も、そとから具体的な事務処理要領、一切のセイ紋原紙の書式等も全部でき上つておあります。なお、これを実施しますにつきましては、結局市町村窓口の係員の人にこの指紋を取つていただくことになりますので、昨年後半、

けでございます。ところが兆予算  
あり、新規事業の一つになります  
で、何とかもう一年延ばさないかと  
う話がございまして、原局といいたしま  
しては止め得ず非常に申上げかね  
わけでございますが、もう一年延ば  
て頂きたい。そういたしまするな

ば、三十年におきましては六十万の一齊切替の二十九年を避けまして、三十年においては普通の新規登録と切替交付等の大体十万以下の人数でござりますので、殊に二十九年度の六十万の一齊切替とて随時引続いて各地でそのための協議会を持ちますので、現にで引き上つております政令案等を確定案にいたしまして、それを常に市町村等にも或る部数配付いたしておりますが、更に大幅にその機会を通じてその原案を市町村に渡しまして、或いは一般に宣伝啓蒙いたしまして、三十年度からはこの制度を確実に実施するぞということを、すでにこれからは宣伝啓蒙及び市町村側の啓蒙を始めて参りたいと思ひます。殊に市町村の吏員が、一つとは申しましても指紋を取るのでござりますから、その技術指導もございまして、それを早急に始めて行きたい。  
現に三月中も日本を二つに分けまして、北半分と西半分の全国の都道府県の担当官のブロック会議もいたしましたが、その際に原案を示しまして三十年度にはどうしてもやるので、市町村側にその心がまえを準備をしてくれといふことも言明いたしておりますので、現在私どもが考えております方法によつて、三十年度には円滑に実施できるというふうに確信いたしております。

ほうから言えばなか／＼解けないのじやないかと思うのですが、そこでお伺いしたいのは、従来のそういう関係の誤解は殆んどなくなつたと、こういうふうにお考えになつてゐるのか。或いはそういう誤解があるなしにかかわらず、来年は必ずやる、こういうふうにお考えになつてゐるのか、その点だけお伺いしておきたいと思います。

と申上げかねるのでござりますが、結果恩給の基準になる年齢をベース・アップの事由の生じた日以後について考えて行くという関係からかような形になりますのではないかと存じます。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

しては、政府のほうでもいろいろ御研究になつてゐるよう伺つておりますが、この点につきましては、政府からも最高裁判所のほうに、裁判所としての研究、或いは意見というようなものについてお聞合せがございましたので、裁判所の内部におきましても從来からかような問題につきましては研究をいたしておつたのでござりますが、最近特にそういうふうなお聞合せをございますと

時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案についてお伺いしますが、これは極めて些細なことをお伺いしますが、主としてこれは立法技術の問題なんですが、この改正案を見ますと、一遍改正した、その改正したのを今度は次の項で受け、その受けた項を又更に受けたというふうにやつしているのですね、この改正方法といふのは……。従来ベース・アップの経過を知るのには非常に都合がいいのですが、こういうのが最近の立法技術なんでしょうか。甚だ些細なことなんですが、その点だけお伺いしておきたいと思います。

と申上げかねるのでござりますが、結果恩給の基準になる年額をベース・アップの事由の生じた日以後について考えて行くという関係からかような形になりますのではないかと存じます。

○委員長(郡祐一君) ちょっと速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(郡祐一君) 速記を始めて。只今の執行吏の今回の問題について私も一言お伺いいたしますが、執行吏事務処理の改善については、最高裁でもいろいろな規則を作りになつて改善を図つておられるようあります。が、更に根本的に執行吏を純粹の裁判所職員にするというような点について、何か御研究なりお考えがありましたら仰りたいと思います。

○説明員(服部高顕君) お答え申し上げます。只今の委員長からお話をございました通り、最高裁判所といたしましては、執行吏の取扱事務の改善、或いは事務の適正迅速な処理という観点としては、執行吏の取扱事務の改善、或いは現行法の許す枠内におきまして、できるだけ裁判所として実効を上げたいという考え方から、委員長が今お話をなりましたように、執行吏執行等手続規則、それから執行吏事務処理規則、執行監督規程というような諸規程を設けまして、本年の一月からこれを施行して、その実効を挙げるよう努めましたために、現在の裁判所制度と申しますが、或いは公務員制度と申しますが、それらに関連いたしましていろいろ検討すべき点があるように存するところでございます。さような点につきましても執行吏規則という法律が非常に古い時代に制定せられました法律でござりますために、現在の裁判所制度と申しますが、或いは公務員制度と申しますが、それらに関連いたしましていろいろ検討すべき点があるように存するところでございます。

しては、政府のほうでもいろいろ／＼御研究になつてゐるよう伺つておりますが、この点につきましては、政府からも最高裁判所のほうに、裁判所としての研究、或いは意見といふようなものについてお問合せがございましたので、裁判所の内部におきましても從来からかのような問題につきましては研究をいたしておつたのでございますが、最近特判にそういうふうなお問合せもございまして、関係上、全国の各裁判所、或いは執行吏のこれについての意見を徴してその検討をするとか、或いは執行吏或いは裁判官等の会同を開催いたしまして、この問題について論議をして意見をいろ／＼斗わせるというような方法等によりまして、政府のお考えになつておられますいろ／＼な問題について、この問題について論議をして意見をいろ／＼斗わせるという方法等によりまして、執行吏のこれについての意見を徴してその検討を続けて行きたい、さような次第で努力をいたしておりますのでござります。

めたのでございます。そうしてこの査察官の査察は規程にあります通り実施することになつておりますが、更に具体的に一層その徹底を期するというところから、最高裁判所で規則を設けました以外に、各地方裁判所ごとにそれぞれ内規と申しますか、申合せと申しますか、定めをいたしまして、その定めたところによつて最高裁判所規則を定めております大筋以外にも細かいいろいろの査察を実施するということにいたしまして、現にその方針に則りまして、各地方裁判所ごとに実行をいたしている次第でございます。

この仕事を対しましては調査をして、そういう事実を発見してその資料を、関係国によく了解できるような書類を作る。こういうような仕事であると、かように存じております。

○委員長(郡祐一君) そうすると、三案についても採決に入ることもお差支えございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(郡祐一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(郡祐一君) 速記を始め。

○委員長(郡祐一君) 速記を始めます。

以上三案に対して御質疑がございませんようでしたら、質疑は終局したものと認めて直ちに討論採決に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(郡祐一君) 御異議ないと認めます。

先ず犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案を議題に供します。本案につきましてこれより討論に入ります。

御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○宮城タマヨ君 只今の法案につきましては、私は結論といたしましたら賛成いたします。けれども二、三の意見を申上げたいと思っておりますが、それは政府が提案いたしましたこの法案につきましての提案理由の説明では、誠に納得のできないものがございましたのですが、だん／＼政府の説明を伺つたておりますうちに納得いたしまして賛成するわけなんでございますが、それどころでも明らかにされましたように、非につきまして、この中央更生保護審査会のその常態の職務権限によります仕事というものは、今日伺いましたところでも明らかにされましたように、非常に多くの点におきましても僅かなもの常に数の点におきましても僅かなもの

でございまして、その状態では勿論この三人を五人にするというようなことは不要でございますが、只今問題になつております点は、全く臨時的な措置でございまして、而もその臨時のと云うことが、最も現在問題になつております戦犯者の問題でござりますので、これは非常に重要且つ緊急を要するところでございますので、而も今の段階におきましては司法的な手を打つといふ意味において、ここに法律の知識のある者をということでございましたら、十分納得ができると思つておりますけれども、その点につきまして私は非常にデリケートな問題がたくさんござりますし、殊に対外的な問題なんでもござりますから、国際的な問題なんでもござりますから、ただ単なる法律家であればよいということではなくて、今度加えられます委員についての人選というものについて、十分当局が吟味して頂きますということを私は希望いたします。

○鶴田得治君 私も結論としては本案に賛成いたします。

ただ、前回の委員会で質疑を申上げたときにも述べましたように、現在は一方では人員の整理をする、こういう時期でありますので、人選その他について、十分この法律の趣旨に副うようになつて御努力を願いたい、こういう点を一つ希望だけ申上げて賛成いたします。

○委員長(郡祐一君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて直ちに採決に入ります。本案を原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(郡祐一君) 次に、外国人登録法の一部を改正する法律案を議題に供します。本件につきましてこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。……別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて直ちに採決に入ります。

本案を原案通り可決することに賛成の諸君の御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(郡祐一君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(郡祐一君) 次に、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題に供しきました。

○委員長(郡祐一君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、只今御決定願いました三案につきましての本会議における委員長の口頭報告の内容その他は、便宜委員長にて御一任を願います。

三案に御賛成のかたはそれぐ御署名を願います。

○委員長(郡祐一君) ちょっとと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(郡祐一君) では速記始め  
て。

○亀田得治君 現実に起つている問題がござりますので、刑事訴訟法の三十九条ですね。この第三項、これはつまり起訴前の被疑者に対して弁護人が面会に行く、それに対しても検察官が捜査のため必要あるときは、日時、場所、時間を指定して会わせるようになります。これができる、こういう規定の運用の問題なんです。で

す。本案につきましてこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もなければ、討論は終局いたしたものと認めてこれより採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の御拳手を願います。

〔賛成者拳手〕

具体的な起きている問題と申上げますのは、山形の鈴木市長ですね。この方が取締罪の容疑で現在逮捕勾留されているわけです。で、その勾留中の、今申上げた条項の運用が甚だしく不当だ、不当というよりは私はこれはもう違法な取扱だと思つてゐるのです。それをもう少し具体的に申上げますと、鈴木さんが逮捕されたのは今月の七日です。七日で七日、八日、九日は自由に面会ができた。それから十日以後三十九条三項によつて検事の制限が出たわけです。制限が出来まして、それが今月の二十三日まで制限が続いておるわけですね。で勿論その間に十三日の日に弁護人が四人ついておるのですが、一人の弁護人に十五分ずつ面会さした。そういうのが中にちよつと入つておるわけです。その前後は全部ふたをしておる、こういう状態はある。これは先だつて私をそういうことを聞きましたので、刑事局長にこの点も質疑しておつたのですが、その後もそういう状態が続いていて、二十三日まで今申上げたような状態であります。で、私こういふことは事実が不確実であつては非常に困ると思いまして、一昨日の夜行で山形へ行きまして、そして直接関係者にお会いして、この日時の関係を確かめて今朝がた帰つて来たわけあります。だからこれはまあ正確なことなのですが、そこで、こういう事実を一つ基礎にしてこの条文の運用といふものを考えてももらいたい。

留期間といふものは原則として十日で  
すね、その十日を超えるような日曆し  
をされる、これはもう大変だと思うの  
です。それからもう一つは、成るほど  
途中でその日曆を十三日の日に中断  
している。これは何か非常に思いやり  
があるようと思われるのですが、全く  
そうじやない。実情は四人の弁護士が  
十五分ずつ続いて一人ずつ会うわけで  
すね、これは被告人が却つて疲れし  
まうわけですよ。同じことを弁護人  
に、ほかの人に四回言わす、これはも  
う大変な精神的な苦労です。筆記の道  
具も何も持つていないのでですからね。  
検事はまさかそういうじめるつもり  
じやなかつたかも知れませんが、全く  
常識を逸している。一人に十五分です  
から、まあ挨拶から始つて序論をやつ  
ておつたらもうそれで終るというう  
と、そういうことです、十五分といつ  
たら……。そういうことを四人も繰返  
したつて何にもならない。せめて一時  
間の時間を与えるのであつたならば  
やつて、あとは適当に話ができる。全  
部が一緒に来ておつたらいいのです。弁  
護人というのは一つの団体になるのだから  
ね。ですから甚だこれはおかしい。で  
すが、昨日の朝山形へ帰つた。お会い  
しましてこの話をしたのです。甚だ回  
答が要領を得ず、自分の部下のやつた  
ことだから、ああそれはどうも怪しか  
らんといふようなことはまあ言えないと  
でしょうか、何と言しますかね、非常  
に困つたような様子に見えました。た  
だ検事正はこれも一つの言証でしよう

が、ほかにも相当制限がこの類やられでておる、こういうことを言つております。した。これは丁度仙台の高檢から応援団に来ておる検事も同席でしたからはつきりしておる。検事正はそういうことを言つておつた。だから私もほかにそなういうことがあるからと言つて、これが合法化されるものじやない。若しあかにそういうことが相當あるといふことが事實であれば由々しい問題だと出う。だからこういうことがだん／＼検察官の常識になりつゝあるのであれば、これは一つ參議院の法務委員会なんかでは本当に取上げるべきむしろ性格の問題ではないか、これはよほど反省してもらわなければ困る、こういう話をして実は別れたのです。で、そこで私の見解ですが、三十九条の規定は捜査の妨害になるようなことを弁護人がするがしかいやかない。例えば全然制限しないとすれば被疑者が金にあかして弁護人をどん／＼付ける、朝の九時になるとその弁護人がやつて来てそして昼頃までいる。その人が又帰ると、一時頃になると又ほかの弁護人が来る、全然検事の手に渡さない。もう無制限といふこと、本当の意味の無制限といふことになれば、そういう事態もこれは被疑者にとつてはやりかねないです。そういうことのこれはまあ制限なんですね。私はそういうふうに解釈してしまふ。従つてただこの条文の但書に、わざ／＼この但書を付けておるのも、たゞ制限しても被疑者が防禦の準備をする権利を不當に蹂躪するような、そういう制限の仕方をしやいからですね。私は勾留期間、原則としていかん。私は勾留期間、原則として

十日、その十日を超えておるような不正当じやなしに違法行為だと実は考へておるのです。これは先達の供述調書の闇黙問題と同じように、こういう手続規定というものが知らないうちに取扱いなつてしまふ。非常に私実は心配してそれを取扱う検察官なんかによつてだんだん曲げられて行く、それが習慣になつてしまふ。だからそういうところをやはり法務委員会なんかで、実情がこれであれば、これ本当に「一つ取上げてもらいたい」と思つておるのです。そこで「取上げないは第二段の問題になる」でしようが、「一応の刑事課長のこの問題に対する考え方をお聞きすること」と、それからもう一つは検事正がほかに何もあるとこう言つておるのだが、私は検事正がそんな根拠のないことを言わないとと思うから、全国の検察庁に対してこの制限のやり方、どういうふうにやつておるか、抽象的でなくして、できればそういう表なんかが作れるとうに、どういう事件が制限をした、この制限については勾留期間二十日間のうち何回会わした、そういうふうな具体的な数字、そういうものを少し、全部の検察庁じや大変でしようが、少し出してもらつたら現状が明らかになつて来るのじやないか。それが、今申上げたようなことが一般的であれば、これはもう何といつてもただでは済まされない問題だと思つておるのです。そういう立場から一つ、今刑事局長お詫び

しにならんので、課長のほうから見解をお聞きしたいと思います。  
○説明員(長戸寛美君) 亀田先生おみずから現地においでになりましたので、よく内容は御存じと思いますが、從いまして、私どもが柴田検事正在中に検事正にも会い、それからなお当地のほうにも会いいたしましたが、少し日にちが前なので、例えば二十三日までそういうふうな状態が続いておつたということは、本月初めて承知したわけでございます。私どもが調査をしましたところでは、仰せのように三月七日に逮捕いたしまして、九日に勾留の上取調べを始めた。勾留と同時に裁判所から接見禁止の決定がございまして、又本人は身柄拘束後に健康を害しておる。そういうふうなことから、山形刑務所の病院において収容したわけでございます。長時間の取調べを避けて、供述を求める事項をあらかじめ指示して、翌日これに対し回答を求めるというふうな取調べ方法をとらざるを得なかつた。そういうふうなことから、現地の係の報告によりますれば、三月十五日に弁護人の接見の指定をするという予定であつたところ、四人の弁護人から、同じ日に一緒に面接したいというふうな申出がありましたために、弁護人の都合も考慮しまして、十六日に接見の指定をしたと、こういうふうに申して参つておるわけでござります。その後のことは又食事等のことについてお話をございましたので、その点を求めましたが、この接見指定の点につきましては、その後の経過を照会しておりませんので、早速そ

ふうになつておるか調査いたしたいと思つております。

て、刑事訴訟法の三十九条の第三項の問題は、仰せの通り捜査の必要性と防禦権との調整の問題であります。結局、捜査の必要性があるからといって全然指定をしないというふうなことは許されませんでしようし、それから又防禦権の濫用と申しますか、そういうふうな点も許されない。そこにおのずから一つの調整点が見出されて来る、そこに運用の妙と申しますか、あるかと考えております。亀田先生御存じのように、この点は全国的に統一はされておらない。むしろ各地の弁護士会とのお話し合いで或る程度の線が出て来ておる。今まで若干のトラブルのありましたのは、地元の弁護士の方々との間よりも、他の土地の弁護士の方が加わりました場合に、その他の土地のやり方とその土地のやり方とが異なるといふところで、トラブルが起きる場合があつたかと思われるわけでございます。例えて申しますれば、この指定につきまして、文書によつて指定をしておる所と、文書によらず口頭で指定をしておる所というふうなのがござります。ところがそれを文書で、その土地のやり方に従いまして文書でやつたところが、それが非常に弁護士の方を刺激してトラブルを起したというふうな点もあつたわけでござります。今仰せの山形において、ほかにも非常にきつくなつておるというふうなことを言われたということでおこる理由によるものか、この点は早速に調査いたしてみたい、こういうふうに考えております。

○鶴田得治君 ちょっと誤解があつたからで……ほかにもきつくやつておるというのは必ずしも山形の事件という意味ではなかつたのです。例えば東京あたりでとか……東京へこの間来ておつたわけでしよう、そういうときにお聞きになつたのだろうと思ひます。併し私もそのとき話しておつたのですが、それは幾ら東京できつくやつていると言つても、こんなような状態ということは恐らく考えられない。これは全然面会禁止ですから、だから取扱あえず山形のこれは日附ははつきりしているわけですから、日附の確認とその理由、なぜこういう扱いをしておるのか、そういう点もお調べを願いたいと思うのです。検察官は検察官としての理由をお出しになつて来るでしょう。昨日は非常に十分面会させております。こつちが行つたせいでもないでしようが、午後からは面会禁止、午前中はよろしい、午後から面会禁止といふのですけれども、それも私下度折角行つたんだから、本人にも会つてその間の事情を聞いて行こう、ぐずくしておる間に午後になつてしまつた。それで又延ばしてもらつてそうして会つて来ましたが、何にも差支えないのです、延はしたつて……ところが地元の弁護士の方がほかの事件をやつておつて、一人午前中に来るのを遅れた人がある。それはもう駄目なんです、日を改めて来てくれ……。実際上本人も今検察官が調査でやつておるからとかも何とかいうならないのですけれども、お情けで会わしてもらつておるよう抜いた、昨日たま／＼そういう場面を見ても……非常に私は在野法曹の一人として人権擁護の立場から憤慨して

ておることです。そういうわけですから東京の検察庁でもいいと思うのですが、近いですから、調べやすいと思いまますから、どういうふうにやつておるか……。  
それからもう一つは只今課長は各地でこの問題の取扱いがまち／＼のようだとおつしやるのですが、どうもどうらしいのですね。私ども大阪でやつても、会いたいと言うと必ず会わしてくられます。そんな禁止的な制限なんか受けたことないです。今こっちに来るからこっちでやつてくれんかとか、そういうことなです。そういうことでですから各地の取扱いがまち／＼であるということも、これは限度がありますから、同じ法律で一つの自由裁量の範囲内のまち／＼ならしいですよ。これはちょっと幅が張り過ぎておると思うのです。不平等な扱いの方をしておると思います。だからこれは重大な問題ですから、よく研究願いたいと思います。そうして取りあえず山形、東京地檢あたりの状況でもいいから、成るべく早い機会に御報告願いたいと思います。その報告によつて、これは委員長にお願いしておきますが、これはまあああいう公職問題なんとか違つて重大なやはり人権問題ですから、これは十分慎重に一つ考慮願いたいと思います。

はまあ回数は何回といふうなことがあります。その細かい指示はいたしませんが、指示と申しますか、注意を与えてあるのをございます。又お話を山形につきましては早速調査しまして、又東京は全部ができますかどうかはわかりませんが、御趣旨に沿いまして調査の上御報告申上げます。

○亀田得治君 もう一つ希望を申上げておきますが、若し事情をお調べになつた上で、必要であればやはり刑事訴訟規則の中にもう少し具体的にこういう点の扱い方をお書きになつてもいいんじゃないいかと思うのです。これは調書閲覧の問題のように、基本的な問題について争いがあるわけじゃないのですから、これは恐らくないと思います。だからまあ規則なんかに明確にされば、非常に問題が起きたたびに弁護人と検察官が争う、そんなことはもう避けられますが、そういうことも一つ併せて検討してもらいたい。

○説明員(長戸寛美君) 御意見拝聴いたしますが、刑事訴訟規則は最高裁で御協議になつて決定されることでござりますが、勿論我々としても研究いたします。ただ、これは事件々々によつて或る程度ニユアンスというものは当然ござりますことで、余り画一的なものはできないかというふうには考えますが、それだけ意見を申上げておきますが、それだけ意見を申上げておきます。

○亀田得治君 それからこれも少し関連しておるのでですが、これは非常に肺を悪くしておる被疑者なんです。前からずつと身体をこわして、現在でもずつと治療を、逮捕されるまでおる人がいる。かかりつけの医者がおるわけなんですね。その医者が一度診察をして

察側のほうは丈夫だから大丈夫だ、こう言うておるわけです。で、これも私も少し扱い方としてはおかしいんじやないわけですし、勿論証拠を湮滅するということは考えられない問題だし、それから病気になつたときでも、自費をするのですから、立会人があつてもいいわけですね。刑務所の関係の規則ではそうつなつてはゐません。だからそういう精神から言つても、自分のかかりつけの医者に心配だから見さして呉れ、これは家族の要求として私は当然だと思うのです。それをさせない。俺のほうがしつかりした医者を持つておるのだから、そんなことを心配してもらわんでもいい、こういう調子なんですね。どうも法の運用というものはおかしい。それを見さしてならんといふ規則が一体どこにあるかと聞いても、それは何もない。だからそういう細かい点ですが、そういう点でやはり運用面で、まだいろいろな問題があります。ですからああいう調子ですと、余り地位もないような人が入ると、相当どきついことを言うたりしておる感じやないかと思いますが、どうですかね。

である市立の済生館の病院長にも診察させ、病状その他について両医師に打合せをされたわけでございます。その結果刑務所の病監に収容しておつたもので現在では、現在といふのはその報告の当時であります、平熱、血沈は一時間に四ミリ、ラツセルなく病状は悪化する傾向がないといふに言われておるわけであります。三月の十六日に御本人の弁護人の方から、済生館の病院長ほか二名に診断をさせてくれといふうな申入があつたようござりますが、医務課長の意見を徵したところが、逮捕直後に、右の主治医らと病状、手当の方法、その他詳細に打合せをしておつて、更に打合せを要するような病状等の変化がなく、まあその必要がないと思われるといふうな回答を受けましたので、御本人に対しても接見を禁止されておるといふうな事と、こういうふうに申しておるわけであります。

○鶴田得治君 事情は検事正もそういふふうに答えておる。実際次席検査は会わせたかたつたらしんで。ところが刑務所の医者の意見を一応聞かなければならんから聞いたら、俺が入つているからといふうな調子で反対の意見を出した、実情はそろいろことらしいんです。非常に残念なんだが困りましたねといふうな断わり方なんですね。併しそれは私は検事正に言つた、専門家の意見といふものは参考に聞いたらいいので、これは非常に人情的な問題なんですね。そういうことをしちゃなら

んという規定もないんだし、家族が心配するのは当り前です。一番その人の体を知つてゐるのは何といつても主治医なんだから、まあこれは併し少し枝葉の問題なんですか、そういうことで非常に法の運用というものがどうな、まあほんにこれはいろ／＼問題がありますが、一番重要なものは、先ほど申上げたやはり刑事訴訟法三十九条の運用の問題、これは一つ十分この際御検討をお願いしたいと思います。それからなお、誤解を避けておかなければならんのですが、これは決して私ども收賄問題調べること自身をどうぞ、そういう考え方は少しもない。これは初めから書つておる。どの党派の方がこういうことをされても、私はその人の人権擁護のためにやるんだからと、いうことは言うて來てあるんです。そういう立場で扱つておるわけでありますから、それは一つ誤解されんようになります。

○委員長(郡祐一君) それでは本日の午前の委員会はこの程度にいたしまして、午後裁判所職員定員法の一部を改正する法律案についての質疑をいたしました。午後は二時から再開することにいたします。

午後一時一分休憩

午後二時三十一分開会

○委員長(郡祐一君) 午前に引き続き委員会を開いたします。

先ず裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案を議題に供します。本法

から説明を承わりたいと思います。最

高裁判においても、補足されることがありましたら御発言を願います。

○政府委員(佐野木益雄君) 今回の改正の内容は提案理由で申上げました

が、奄美群島に裁判所が設置されまし

たことに伴う定員の増加と、それから少しこうな問題になつております。

この二つが内容になつております。

奄美群島に裁判所が設置されまし

たことに伴う定員の増加と、それから



○中山福誠君 それからもう一つお尋ねしておきますが、検察審査会の事務員を減らす、こういうことになつていいようですが、これは私は検察審査会というのはボスターをお作りになつて、裁判所の構内には相当掲示されておりますが、ところが検察審査会といふものの存否というものに対する一般の知識は殆どないのです。第三者の人々は……これは弁護士とか裁判官とかそういうところに出入りする人はよく御存じですが、ところが一般は殆ど無関心なんですね。そうして自分が無知意識のために、この誠に立派な機関といふものが国家によつて設けられている。ということを知らないんですね。これは減らすよりもむしろ殖やすのが当然じゃないかという気持を持つてゐる。こういうことは人権擁護のために相当政府当局としては御宣伝になつて、自分の権利の擁護というものをすることに国民を啓蒙するということが必要やないかと思うのですがね。これは逆なものだと私は考えて、減らすよりもむしろ殖やされるのが本当じゃないかと思うのです。これはこれまでも縮小して行かなければならんということは、これは宣伝というものがあなたたちの方で十分伸びていないのじやないかということを考えるのであるが、どういふことがあります。

思いますが、費用の関係等もございませんして、思うに任せなかつたということも言われると思います。今後御趣旨に沿いまして一層そういう方面に努力いたしたいと思うのですが、今までの実績を申しますと、昭和二十四年の二月頃から現実に活動いたしましたが、その後昭和二十四年には受理件数を申しますと百八十五件、昭和二十五年五百三十六件、二十六年一千二百六十六件、二十七年一千七十一件といふうになりますと増加いたしました。最近の増加の趨勢は減退といいます。むしろやや減少気味の傾向にあるようございます。職員数は全部で一千三百五十五名いるのでござりますが、地方によりましては年間受理件数が一つもない、或いは一件、二件程度というところがございますので、現在のことではやはり整理するといたしますれば、整理する余地があるといふうな状態でありますので、今回こういう措置をとつたわけであります。

いうことを知らせるために、どれだけの努力をしたかということを反省して頂くのが当然じやないかと思うのですが、その点反省をせられて、事件が件もないから人員を減らしたらいいと。いうことは、時勢に沿わない考え方ではないかと考えている。こういう点についてどういうふうな、あなたにお聞きするの無理ですがね、無理だと思えますけれども、若い司法官としてやはりあなた方一応考えて頂かなければならん問題だと思う。年寄りの體の生えた人間には言わんでもいい、憲法の精神を汲んで、この憲法の精神から發するすべての現在の日本の法律制度におきましては、やはりそこまで考える必要があると私は思う、そういう点を一つ、意見をおつしやつて下さい。

○政府委員(位野木益雄君) 誠に検察審査会の存在価値については同感でござります。宣伝の方法、或いは宣伝の程度ということが不十分であつたことは反省すべき点もあるかと思いますが、今までの実績等につきまして丁度最高裁判所の刑事局のほうで担当しておる係官の方がおられますから、一応お聞き取り願います。

○説明員(正田満三郎君) 只今申山委員の御発言、私傍聴いたしておりますまことにそれと全く同じ考え方を私ども今まで抱いておつたわけでございます。検察審査会制度、こういう制度は取扱事件件が多いか少しもという問題じやありませんで、私どもは常に考えておるわけですがござります。この制度あること自体によつてやはり公正な検察官といふことが確保されるのじやないか。そういう意味におきまして、而も広く一般の

民衆の声が検察の面にあまねく反映して行くという意味におきましては、成るべく多くの審査会を持つということが是非とも必要じやないかということをかねて考へております。

それにつきまして検察審査会の発足以来、宣伝にも、或る程度の宣伝に努めて参りましたのでございます。ところがこの宣伝の方法はまあいろいろあります。何といたしましても宣伝については費用が相当かかる。ところがこれにつきまして広報宣伝費といふものが非常に削減され、殊に昨年二十八年度分におきましては全く削られてしまつたというようなことが関係いたしまして、只今位野木さんから御説明になりましたように、二十六年を頂点といたしまして事件数といたしましてはやや減少の傾向を辿つておるということになつたわけでございます。併しこれは決してこの審査会制度が不要になつたとか、或いはこれによつて数を少くしたほうがいいのだとかいう理由には決してならないと存するわけでござります。ただ私どももいたしましても勿論國家財政一般という問題と関連をいたしまして、或る程度の一般の整理と同じ歩調を、或る程度までこれはどううたしましても、そういう人員は或る程度減らされても、審査会制度といふものは飽くまでも維持したい。それからその数におきましても、成るべく現在の数を減らさたくない、というのが我々從来のこの審査会のお世話をいたして参りました経験から考えまして必要なものでないか。ただ勿論執務強化という問題も勿論ござります。それにつきましてはこの現在の審査会法に欠点あるべく多く審査会を持つということを是非とも必要じやないかということを

率化して、而も今まで以上の民意の反映を全からしめるために努力いたしておりますし、その点につきましても只今一つの案を持つておるわけでござります。それにつきまして法務省からも先般來お話申上げたのでござりますが、残念ながら法務省と多少意見が違つております。それにつきましては、本国会に法案を提出できるという運びにも至りませんでしたことを甚だ遺憾に思つておるところでございます。さような実情をこの席でお話申上げて御参考に供したいと思ひます。

日本人は……併し法律家としてはこれを仔細に点検してみますと、戦前といふものはもう全体と、全体主義から発するすべての法律制度、戦後は個人主義から発するすべての法律制度、これは全然違う。これがこつちやませになつた法制度といふものが日本で行わんとした法制度といふものが日本で行わるといふが、判決の上でも現われて来ている。そこで非常に無意識のうちに戦前戦後をごつちやませにして法律の精神を生かそうというところに矛盾撞着が、判決の上でも現われて来ると私は見ておる。そういうふうな考え方で制度調査会というようなもなを一応お考えになつて、これはあなたの方は局長さんとか何とかいう地位にあるのでしょ、うが、大臣なんかとも御協力下さつて、最高裁判所も御協力下さつて、全体主義から出る法制度と個人主義から出る法制度との調和をどういうふうに、どこへ持つて行くかということを、すべての制度の上に一つ調節の途を見出すということについての御検討をなさらないと、非常に私はこの昔のままの頭では、検察審査会なんかというのもじり貧になつて消えてしまいます。こういうふうな制度は非常にいい制度だと思つておりますが、そういう考え方を検討を煩わしたいと思ひますが、どうぞ一つ、これ以上お尋ねするのも無理かと思ひますが、十分お考え願いたいと切にお願い申上げておきます。

うものはこの方面では甚だ適当でないことを考えておりますが、今中山先生のお話を伺うと、裁判所にもどうも勤勉でない職員があるということです。そこでこうすることを伺いたいのです。いつも結構ですが、御記憶だけで結構です。資料は要りませんが、以前の、戦争前の、或いは又明治時代の裁判に携わる人たちの職員の数と取扱事件数と、現在の、戦後の裁判所職員の数と取扱つた事件の数と比較してみてどうだ、能率が上つて人間一人あたりの取扱数が大きくなつてゐるか。これを二つ簡単で、概括でいいですから比較して御説明を願いたい。

○政府委員(位野木益雄君) 今資料を手許に持合しておりますが、裁判官について申しますと、やはり戦前よりは負担件数が相当拡張されておるというふうに考えております。

○上原正吉君 あらましの見当で結構です。

○政府委員(位野木益雄君) 御承知のように刑事案件なんかも戦前に比べて相当減えております。その割に職員は、特に裁判官は増加いたしております。負担は多い。

○上原正吉君 それから先ほど補見委員の御質問のときに伺つたのですが、欠員の四百名以上整理の数が四百二十九人ということであれば、この整理は実際に出血を伴わないと考へておるわけですか。

○政府委員(位野木益雄君) 総数におきましては、そういうふうな欠員もござりますししますので、恐らく意に起らないだろうというふうに予測はいたしておりますが、ただ配備転換の必

○政府委員(位野木益雄君) 今度の整理で整理されなかつた大きな部分は書記官とか書記官補とか、それから調査官、これは裁判事務に直接携わつてゐるものであります。で整理のほうは、司法行政事務に携わつておる人集中したわけです。

○補見義男君 その書記官とか調査官とかいうような数字がそんなん多いですか。

○政府委員(位野木益雄君) これは算定員としてきまつておりますが、記官は現在昭和二十八年度は二千三百三十九名、それから書記官補が二千十九名ということになつております。

○補見義男君 調査官は……。

○政府委員(位野木益雄君) 調査官家事調査官が百四十八名、同じく官補が百三十八名、少年調査官は四百名、同じく官補が五百三名というふになつております。

○委員長(都祐一君) 速記をとめて〔速記中止〕

○委員長(都祐一君) それでは速記を始めます。

次回は二十九日午後一時から開きます。本日はこれを以て散会いたしました。

午後三時三十一分散会

さきははななにうて調整、官の予書百六。補ほ六うう。

律案（予備審査のための付託は二  
月八日）

一、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月二十六日）

三月二十四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

「訴訟物ノ価額金五百円マニ  
司二千円マデ

同証  
テ達円ノ一物  
ハス部万円  
ル超分四円  
每海ニヨラ  
ニ五付超金  
ニ七十テユ  
萬十ハル万  
ス円四一モキ  
ルマ万ノマ  
每五デ円ハテ  
ニ十ニヨニ  
五部達万  
十円分ス円  
ヲニユリヲ  
超付每海  
加ユニエ  
ルハ百十  
一部一円万  
分万円  
ニ四十ニマ  
付ニ万デ円

第三条第一項中「三万一千円」を「五万円」に改める。

第三条中「七円」を「三十円」に改める。

第六条ノ三中「五千円」を「三十万円」に、「十円」を「六十円」に、「二十円」を「四十円」に改める。  
第十条中「五千円」を「二十万円」に、「五円」を「二十円」に、「七円」を「三十円」に改める。

この法律は、昭和二十九年六月一日から施行する。

**第二条** 商事非訟事件印紙法（明治二十三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

## 一、民事訴訟用印紙法等の一部を改 正する法律案

## 民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律案

日本語月日経過の一書を正する法律

第一条 同事証用白紙法（昭和二十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

田マデ

昭和二十九年四月九日印刷

昭和二十九年四月十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局